

京都府立医科大学雑誌投稿規程

(内 容)

第1 本誌は、医学に関する価値ある邦文または欧文の学術論文および学位論文審査要旨、学術集談会抄録、会報、医学フォーラムなど以下のような諸欄をもうける。

- 1 総説：研究、調査論文の総括および解説
- 2 原著：独創的な研究論文および科学的な観察で4ページ以上のもの。本文は、序文、材料（対象）と方法、結果、考察、結語、文献などより構成される。
- 3 短報：独創的な研究論文で刷り上がり3ページ以内のもの。本文は序文、材料（対象）と方法、結果、考察の項を分けず、結語および参考文献を最後に付ける。（速やかに掲載を希望する場合は、第6項に準ずる。）
- 4 症例報告
- 5 資料：医学上有用な資料
- 6 学位論文審査要旨
- 7 学術集談会抄録
- 8 会報：学内で行われている研究会の記録、抄録。3ページ以内で1つの抄録の長さは1,200字以内とする。（ただし、4ページ以上または1,200字以上の場合は、有料で掲載することができる。上記に該当しない研究会等については、編集委員会の議を経て掲載することができる。（ただし、有料掲載とする。）
- 9 医学フォーラム：医学周辺の話、意見、提言、Letter to the editor など
- 10 追悼文
- 11 その他：編集委員会で適当と認めたもの。

(投稿資格)

第2 本誌に投稿する者は、京都府医学振興会会員（普通会员、賛助会員）とし、それらに定められた会費を納入済でなければならない。

（共著者においても同様とする。）

(倫理)

第3 1) ヒトを対象とした論文は、世界医師会総会(World Medical Assembly)において承認されたヘルシンキ宣言(2013年修正)の精神に則って行われた研究であること。

2) 動物を用いた研究については「京都府立医科大学動物実験規程」等を遵守し、承認を得て研究を行い、その旨本論文中に明記すること。

3) 「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」(文部科学省、厚生労働省、経済産業省)、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」(文部科学省、厚生労働省)等、国の定める医学研究に関する指針を遵守し、当該施設等の関係する委員会等の承認を得て研究を行い、その旨本論文中に明記すること。

4) 再生医療等の安全性の確保等に関する法律や臨床研

究法を遵守し、認定審査委員会の承認、所属機関承認、実施計画の厚生労働大臣への提出等所要の手続きを行ったうえで、研究を行い、その旨本論文中に明記すること。

5) 本誌に投稿される症例報告等、患者を対象とした報告については本誌投稿論文における研究対象者のプライバシー保護に関する申し合わせに留意すること。

なお、上記各号の法令等については、投稿時点で最新のものを確認のうえ、遵守すること。

(論文の受付)

第4 論文原稿は、京都府立医科大学雑誌編集委員会事務局(京都府立医科大学事務局総務課)にPDFファイル(図表を含む)を提出する。また上記に併せて投稿申請書、投稿時チェックリスト、同意書および誓約書、利益相反申告書を提出すること。

(論文受理)

第5 1) 論文の受理は、編集委員会が決定する。また、審査は、複数の査読者による査読制とし、編集委員会は、投稿者に修正を求めることができる。採否は、編集委員会が決定後投稿者に通知し、論文掲載時に受理日を記載する。

なお、不採択となった場合は、その理由を投稿者へ通知する。

2) 論文受理後、本誌投稿原稿取扱細則に定めるとおり内容、体裁を整え、ただちに印刷できる状態の原稿および原稿データファイルを提出するものとする。

3) 他誌に既発表の原稿は受理しない。(投稿中、掲載予定を含む。)

4) 本誌掲載論文の著作権、複製権、上映権、譲渡権、翻訳・翻案権、公衆送信権等(送信可能化権を含む)は、発行人である京都府立医科大学に帰属するものとする。

また、1)著作物を排他的に出版する権利(オンライン出版を含む)、2)自己または他者に委託して有料または無料で検索閲覧に提供する権利、3)抄録索引サービス機関等、著作物の書誌および著者抄録をそのデータベースに使用する権利を有するものとする。

本誌掲載論文の図表等を転載する場合は、事前に許可を得ること。

5) 本誌への投稿の際、他の文献より文章、図・表等を転載する場合は、あらかじめ著作権者の了解を得ること。

上記4)、5)については所定の書類を提出すること。

(論文の掲載)

第6 受理した論文は、受理日の順序に掲載するが、編集技術の都合により若干前後することがある。速やかに掲載を希望する場合は、編集委員会の議を経て特別掲載とすることができる。

(校正)

第7 原稿の校正は著者の責任において行う。校正はすみや

かに行い内容及び組版面積に影響を与える改変は許されない。

(掲載料)

第8 論文の掲載料と別冊代は、原則として著者の負担とする。納入の方法等は別に定める。

(依頼原稿)

第9 編集委員会が特に必要と認めたときは、本会内外に論文の寄稿を依頼し、本誌に掲載することができる。この

場合、掲載料は徴収しない。なお、依頼原稿については、第2) 1) はこの限りではない。

附則

1. この改正は、平成5年1月1日から施行し、第102巻第1号掲載論文から適用する。

平成29年11月1日一部改正

京都府立医科大学雑誌投稿規程取扱細則

(目的)

第1 この取扱細則は、京都府立医科大学雑誌投稿規程に定めるところにより、論文原稿の取扱いについて必要な事項を定める。

(論文)

第2 論文は、原則として日本語、英語によるものとし、投稿規程(内容)第1の1～5における論文に関しては次の各号に掲げる点に留意して作成すること。

(1) 論文は、A4版標準タイプ用紙にダブルスペースで1頁35字×20行(12ポイント、マージン各30mm)を原則とする。(同じく、A4版400字詰原稿用紙を用いたものでも可。)

(2) 論文の記述順序は、

- i) 表題
- ii) 著者名(ローマ字をつける)
- iii) 所属(英訳をつける)
- iv) エンゲルタイトル(スペースを含めて20字以内)
- v) 原稿の枚数、図・表の数
- vi) 責任著者名、連絡先およびメールアドレス
(以上を表紙として1枚にまとめる)
- vii) 和文抄録、欧文抄録およびKey Words(和文抄録、欧文抄録とも抄録の下に3～5個のキーワード^{*}、または短いフレーズを記載すること。)

viii) 本文

ix) 文献

x) 図の説明

xi) 表

xii) 図

また、i)～x)まで必ずページ番号を付けること。

英文抄録の下のKey Wordsには米国国立医学図書館のMedical Subject Headings(MeSH)の専門用語を用いることとし、和文抄録の下のキーワードには医学中央雑誌刊行会の医学用語シソーラスを用いることとする。最近発表された専門用語で適切なMeSH用語および医学用語シソーラスに掲載がない場合は、今使われている用語を使って差しさえない。

(3) 原稿の長さは、原則として本誌20ページ(1ページは2,000字)以内とする。

(4) 本文が和文の場合は、原則として、漢字は「当用漢字音訓表・昭和48年内閣告示第1号」、送りがなは「送りがなのつけ方」(昭和48年内閣告示第2号)

に従い、平かな、新かなづかいを用いるものとする。

- (5) 医学用語は、日本医学会選定のものを用いること。
- (6) ラテン語の学名はイタリックで、日本語の動植物名は片かなで書く。
- (7) 略字は国際的慣例に従い、単位及び単位記号は国際単位系による(例: nm, μ g, μ l, Hzなど)。
- (8) 外人名は原名綴りのままとする。その他の外国名は、原字又は片かなで書く。
- (9) 英文タイトル、所属、Key Wordsの単語の初めは大文字とする。
- (10) 文献は、次の記載法による。本文中の引用文献は、その右肩に番号をつける。末尾文献表については、著者名は全員を掲げ、引用順とし、本文中の番号と照合する。

記述順序は、

[雑誌] 著者名(全著者名). 題名. 雑誌名, 巻: 最初頁-最後頁, 発行年.

雑誌の省略は、NLM Catalog(Journals in NCBI Databases)及び医学中央雑誌刊行会の収載誌名によるものとする。いずれにも該当しないものについては、前記に準じて略する。

[単行本] 著者名(全著者名). 題名. 編集者名. 書名. 発行地名: 発行所名, 最初-最後頁, 年号.

[例] (1) 標準的雑誌論文の場合

神吉 豊, 伊東正文, 村上祐一郎, 永島 計, 和田行雄, 岡 隆宏, 藤田直久, 横山繁樹, 渡部高久. Erythropoietin 投与下の造血能の検討. 京府医大誌, 108: 439-455, 1999.

McIntire DD, Bloom SL, Casey BM, Leveno KJ. Birth weight in relation to morbidity and mortality among newborn infants. N Engl J Med, 340: 1234-1238, 1999.

[例] (2) 章を引用する場合

中野今治. 神経梅毒. 豊倉康夫編. 神経内科学書. 東京: 朝倉書店, 781-784, 1993.

Uchida T, Tateishi T. Influence of hypergravity on osteoprogenitor cells. In: Hirawasa Y, Sledge CB, Woo SL-Y, editors. Clinical biomechanics and related research Tokyo: Springer-verlag 65-70, 1994

電子文献からの引用の場合は以下のとおりとする。

[例] 1) 入手先として URL を記述する場合

著者名 (全著者名). 題名. 雑誌名, 巻: 最初頁-最後頁, 年号. 入手先, (入手日)

Li-Ling Y, Jyuhn-Yih H, Hong-Lan W. Acute Supportive Parotitis Treatment by Diode Laser Combined with ER:YAG Laser. LASER THER APY, 21: 43-4, 2012. https://www.jstage.jst.go.jp/article/islsm/21/1/21_12-CR-04_article, (参照 2012-05-15)

[例] 2) 早期公開の場合

巻・号・ページが未定、DOI を記述し、入手先として URL も記述

Lajos P, Fraser W, Hortobagyi GN. The Evolving Role of Endocrine Therapy for Early Stage Breast Cancer. N Engl J Med. Advance Publication, 2010, doi: <http://dx.doi.org/10.3919/jjsa.72.2797>. https://www.jstage.jst.go.jp/article/jjsa/72/11/72_11_2797/_article-char/ja/, (参照 2009-12-02)

[例] 3) ウェブサイトを記述する場合

著者名. “ウェブページの題名”. ウェブサイトの名称. 更新日付. 入手先, (入手日)

“平成19年度 医療費の動向”. 厚生労働省. http://www.mhlw.go.jp/topics/medias/year/10/dl/iryouchi_data.pdf, (参照 2009-07-01)

(11) 本文, 文献, 抄録など欧語はすべてタイプで記す.

(12) 図・表は別に添付し, 本文原稿の右欄外に図表の挿入位置を指定する. 印刷されたときの体裁を考慮に入れて縦横の対比に注意し, 縮小率を明記すること. 又, 図の裏面上縁には“上”と記しておくこと.

図・表中の文字は縮小された場合にもよくわかる大きさで, 体裁の良いものであること.

(13) 図・表の説明については, 日本語論文は日本語で, 欧文論文は英語で記載する. ただし, 写真等には変化や前後関係がわかるように経時的に図を並べる, 矢印を付する等で可能な限り英文抄録と図表だけで理解できる体裁を工夫することが望ましい.

(14) 方法欄に投稿規程第3条に明示した倫理規定に準拠したことを明記すること.

(抄録)

第3 抄録(Abstract)は, 次の各項に掲げる点に留意して作成すること.

- (1) 本文が和文, 欧文の場合であっても, 和文抄録, 欧文抄録ともつける.
- (2) 抄録の長さは, 和文抄録は 500 字以内, 欧文抄録は, 200 語以内とする.
- (3) 抄録は, 和文, 欧文とも結論だけでなく, 目的, 方法, 結果がよく読みとれる内容のものでなければならない.

(論文受理)

第4 論文は, 前2項の規定に基づき作成され, かつ加筆, 修正のない清書原稿でなければ受理しない.

なお 論文の欧文 (抄録, 図表説明を含む) については, native speaker の校閲を受け, 校閲を受けたことを証明する手紙を付けること.

(掲載料の請求)

掲載料は, 論文等の掲載のあった日から2週間以内に請求する. 投稿者等は, 請求のあった日から2週間以内に全額納入しなければならない.

(掲載料)

第5 掲載料は, 次の各号に定めるところによる. ただし, 印刷費の高騰等の理由により実情に適合しなくなったときは, 編集委員会において改正することができるものとする.

- (1) 印刷代 本文1ページにつき, 5,000 円.
- (2) 図版代 写真凸版代 実費.
- (3) 別冊代については別に定める.
- (4) 特別掲載の場合は, 前項の(1)印刷代を 50%加算して掲載料を算出する.

附則

平成30年10月3日一部改正

京都府立医科大学雑誌投稿論文における研究対象者のプライバシー保護に関する申し合わせ

1996年10月23日誌編集委員会決定

2017年11月1日一部改正雑誌編集委員会改正

個人のプライバシーの尊重は、重視されなければならないが、医療を実施するに際しての患者のプライバシー保護は医療者側に求められる重要な責務である。

また、医学研究における症例報告等は、医学・医療の進歩に貢献するために重要な役割を果たしている。

このため、本誌に掲載する医学論文等においては、特定の患者の疾患や治療内容に関する情報に十分な配慮をし、患者のプライバシーを保護するために、「個人情報の保護に関する法律」（以下、「個人情報保護法」という。）および「京都府個人情報保護条例」を遵守し、以下のとおり定めるものとする。

- 1) 患者個人の特定が可能な氏名、入院番号、イニシャルまたは「呼び名」などの愛称は記載しない。
- 2) 患者の住所は記載しない。
- 3) 治療経過の年月日は、臨床経過を知る上で必要となることが多いので、個人が特定できないと判断される場合は『年月』までを記載してよい。
- 4) 他の情報と診療科名を照合することにより患者が特定され得る場合、診療科名は記載しない。
- 5) 既に他施設において診断・治療を受けている場合は、その施設名ならびに所在地を記載しない。但し、救急医療などで搬送元の記載が不可欠の場合はこの限りではない。
- 6) 顔写真を提示することが不可欠の場合は、目部分等を隠し、個人が特定できないよう配慮する。
- 7) 症例を特定できる生検、手術摘出標本、剖検、画像情報などに含まれる番号などは削除する。

1)～7)までの配慮をしても個人が特定化される可能性のある場合は、発表に関する同意を患者自身（または遺族か代理人、小児では保護者）から得て、その旨を論文等に記載するものとする。

とくに、個人が特定される可能性がある場合は、病歴は、個人情報保護法における「要配慮個人情報」に含まれるため、研究利用においては本人から、同意能力がないと判断される研究対象者の場合であっては代諾者からインフォームド・コンセントを取得すること。取得ができない場合にあっても関連する倫理指針が求める「適切な同意」を得ること。

また、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」（文部科学省、厚生労働省及び経済産業省）、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」（文部科学省、厚生労働省）等、国の定める医学系研究に関する倫理指針を遵守し、当該施設等の関係する委員会等の承認を得て研究を行い、その旨本論文中に明記すること。

なお、法令等については、投稿時点で最新のものを確認のうえ、遵守すること。

本誌に掲載された論文については、以上の申し合わせを承諾しているものとする。

京都府立医科大学雑誌投稿論文における著作権に関する申し合わせ

2008年9月12日雑誌編集委員会決定

2017年6月19日雑誌編集委員会一部改正

論文（著作物）を執筆されるにあたっては、著作権が発生します。その権利は著作権法によって保護されています。したがって、他人の著作物を原稿の一部として利用する場合は、原則として著作権者の許諾を得る必要があります。また、自著からの利用であっても、著作権が発行所などに譲渡されている場合等については、無断で使用すると権利を侵害することになります。また、引用についても、正当な範囲内の利用でないと権利の侵害となることがありますので、十分な注意が必要です。

よって、本誌への論文投稿（依頼原稿も含む）にあたっての、著作権の取扱について下記のように申し合わせるものとする。

1. 本誌に論文を投稿するにあたって（依頼原稿執筆者も含む）、他者が著作権を保有する図・表・写真等の使用は、執筆者が事前に著作権者の了解を得た上で、出所の明示をすること。
また、一部改変し転載する場合においては出版社のみならず著作者の承諾も必要となり、著作者の意に反する改変をして転載した場合は、著作権および著作者の人格の侵害となるので注意すること。
自著からの転載については、共同著作物であったり著作物を譲渡した著作物である場合は許諾を必要とする場合があるので、事前に確認すること。
なお、転載にあたり使用料が発生した場合は、執筆者の負担とする。
2. 翻訳・翻案等二次的著作物についての、原著作者との間の著作権処理（翻訳権、翻案権等の許諾）についても執筆者が行うものとする。
3. その他、著作物の著作権に関し、疑義を生じた場合は、事前に申し出ること。

<京都府立医科大学雑誌における利益相反マネジメント>

2011年5月11日

京都府立医科大学雑誌編集委員会

大学や研究機関における産学連携活動が盛んになるにつれ、教育・研究を担う学術機関・団体としての社会的責任と、産学連携活動に伴い生じる個人の利益が衝突・相反する状態が必然的・不可避的に発生する。こうした状態が利益相反（COI, conflict of interest）であり、京都府立医科大学においては、組織として、研究者の潜在的な COI を適切にマネジメントするシステムがすでに稼働している。

京都府立医科大学雑誌においては、そこで発表される研究内容の透明性、信頼性、専門性を担保するために、京都府公立大学法人の利益相反の管理に関する規程に準拠して、COI 状態の自己申告を全著者に求めることとする。著者が開示する義務のある COI 状態は、投稿内容に関連する企業や営利を目的とする団体に関わるものに限定する。

京都府立医科大学雑誌で発表を行う著者は全員、投稿時に、投稿規程に定める「COI 自己申告書」（様式1）により、COI 状態を明らかにしなければならない。（ただし、除外する諸欄については別途編集委員会で決定するものとする。）この様式は論文末尾、参考文献の直前の場所に印刷される。規定された COI 状態がない場合は、同部分に、「開示すべき潜在的利益相反状態はない。」, ”The authors indicated no potential conflict of interest.”などの文言を入れる。投稿時に明らかにする COI 状態は、論文投稿1年前から投稿時までのものとする。なお、個人情報保護の観点から、論文査読者には、提出された「COI 自己申告書」は開示しない。